

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 加盟団体に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第12条第2項の規定に基づき、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「当法人」という。）の加盟団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟手続)

第2条 加盟団体になろうとする団体は、当法人所定の加盟申込書に添付書類を付して提出しなければならない。

2 加盟の可否は、社員総会の決議によって決定する。この場合において、社員総会は、定款第11条第2項に該当する団体で、当法人と連携してアメリカンフットボール競技の普及発展のための活動を行おうとするものについて、その加盟を拒否してはならない。ただし、第6条第1項の定めにより除名された団体及び第6条第1項第1号乃至第3号に該当する団体については、この限りではない。

(代表者数等)

第3条 加盟団体の正会員となるべき代表者の定数の算定の基礎とする定款第11条の2第5項でいうメンバー数は、別表に定めるところによるものとする。

2 前項のメンバー数は、毎年12月1日時点の数とする。ただし、新たに加盟する団体の代表者の定数の算定におけるメンバー数は、加盟申込時の数とする。

3 加盟団体は、前項のメンバー数に応じて、定款別表の定める数までの代表者を毎年12月20日までに決定し、そのリストを提出するものとする。

4 加盟団体の代表者は、代表者となった年の12月20日までに定款第7条第1項で定める入会申込書を提出するものとする。

(分担金)

第4条 加盟団体は、前年度12月1日時点のメンバー数に基づき、別表に定めるところにより、毎年度当法人に分担金を納めるものとする。

2 加盟団体は、前項の分担金を毎年度9月末までに納入するものとする。

3 前2項の定めにかかわらず、新たに加盟する団体は、加盟申込時のメンバー数に基づき別表に定めるところの分担金を加盟時にその年度の分担金として納めるものとする。

(分担金の使途)

第5条 前条の分担金は、法人会計に直接計上し、管理費の財源に用いるものとする。ただし、

理事会の決議により別に定める額を法人会計から他会計振替し、事業費の財源に用いることができるものとする。

(除名)

第6条 加盟団体が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。除名された団体は、加盟団体としての地位を失う。

- (1) 当法人の定款その他の規則・規程に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 加盟団体としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
- (4) 正当な理由がなく分担金を1年以上納入しないとき。

2 加盟団体を除名にするときは、除名を審議する社員総会において、当該団体の代表者に弁明の機会を与えなければならない。

(脱退)

第7条 加盟団体は、脱退届を当法人に提出して、任意に脱退することができる。脱退した団体は、加盟団体としての地位を失う。

2 前項の場合、当該団体が納入した分担金については、これを返還しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

別表（第3条第1項及び第4条第1項関係）

団体種別	登録者数					⑤メンバー数	⑥単価	分担金
	①	②	③	④	登録者数			
大学生	選手	学生スタッフ	コーチ・スタッフ	審判	①～④	①+②	1,000円/人	⑤×⑥
高校生	選手	生徒スタッフ	コーチ・スタッフ	審判	①～④	①+②	400円/人	⑤×⑥
小中学生	選手	生徒スタッフ	コーチ・スタッフ	審判	①～④	①+②	400円/人	⑤×⑥
社会人	選手	(なし)	コーチ・スタッフ	審判	①～④	①+③+④	1,650円/人	⑤×⑥
審判	(なし)	(なし)	(なし)	審判	④	④	750円/人	⑤×⑥

附 則（平成25年11月15日平成25年度第4回理事会決議）
この規程は、決議の日（平成25年11月15日）より施行する。

附 則（平成28年11月12日平成28年度第3回理事会決議）
この規程は、決議の日（平成28年11月12日）より施行する。

附 則（令和2年8月2日令和2年第3回理事会決議）
この規程は、決議の日（2020年8月2日）より施行する。

附 則（令和3年11月21日令和3年度第4回理事会決議）
この規程は、決議の日（令和3年11月21日）より施行する。

附 則（令和6年1月28日令和5年度第6回理事会決議）
この規程の別表は、決議の日（令和6年1月28日）より施行する。